

くらしの 情報

投票所と投票時間

投票時間 午前7時～午後8時
(ただし東加積第2投票所は午後4時まで)

投票区名	投票所
滑川東部第1	あずま保育所
滑川東部第2	勤労青少年ホーム「青志会館」
滑川西部	市民会館分館コミュニティホール(西コミ)
浜加積	浜加積地区福祉センター
早月加積	早月加積幼稚園
北加積	北加積幼稚園
東加積第1	東加積幼稚園
東加積第2	菱輪集落センター
中加積	中加積地区公民館
西加積	西加積地区公民館
山加積	山加積コミュニティセンター

※滑川東部第1投票区は、投票所の場所が変更しました。
※坪川新の投票区は滑川東部第1に変更しましたので、ご注意ください。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が9月11日(日)に行われます

選挙に投票できる人、できない人
投票できる人は、次の要件に該当する人で、選挙人名簿に登録されている人です。
年齢要件 投票日までに満20歳以上になる人
住所要件 告示日前日の3カ月前から市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
ただし、次の方には選挙権がなく投票できません。
・成年被後見人
・禁錮以上の刑で服役中の選挙権喪失者
・選挙犯罪で禁錮以上の刑を受け執行猶予中の人

期日前・不在者投票
投票日に、投票所に行くことができない人は期日前・不在者投票ができます。
期間 8月31日(水)～9月10日(土) 最高裁判所裁判官国民審査 9月4日(日)～9月10日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市民会館1階ロビー

9月10日は 下水道の日
毎日たくさんの水が台所、風呂、トイレ、工場などで使われています。この水を集めてきれいに処理し、川や海に返すのが下水道の役目です。下水道に含まれている汚水の成分のうち、家庭から出る雑排水によるものが全体の60%を占めているといわれています。つまり、下水道を浄化することは、すぐに環境浄化につながります。平成2年に下水道が使用できるようになってから15年がたち、現在では、5、4、3、7世帯が使用できるようになり

※入場券を持参していただければ、受付が早く済みます。ハ郵便による不在者投票V 重度の身障者などが対象となる郵便による不在者投票制度がありますので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。
▼問合せ先 選挙管理委員会 (内線216)

成年後見制度の無料相談会

高齢や障害のために判断能力が減退または喪失した方の権利を擁護し、生活の支援をするために成年後見制度があります。その無料相談会を開催します。

とき 9月16日(金)・17日(土) 10:00～15:00
ところ 県総合福祉会館 サンシップとやま 602号室
相談電話 ☎432-6157
問合せ先 リーガルサポート富山県支部 (富山県司法書士会内) ☎431-9332 FAX431-0010

ました。(整備計画については、市ホームページをご覧ください)
快適に住みよいまちをつくるために、多額の費用をかけて建設した下水道も、利用しなければ意味がありません。一日も早い下水道接続をお願いします。
なお、ほかの地区でも、一日も早く下水道を利用いただけるよう努力してまいります。ご理解とご協力をお願いします。
▼問合せ先 下水道課 (内線443)

INFORMATION

東福寺野自然公園に 大型遊具「ふわふわドーム」登場

東福寺野自然公園に「ふわふわドーム」が完成し、8月13日にオープンしました。自然の中で伸び伸びと遊べるようにと、時計台北側のアクティブゾーンに造られ、ポリエステル繊維と塩化ビニール樹脂でできています。

中には空気が入っておりトランポリンのように飛んだり跳ねたりもできますし、また、ドーム状になっていますので滑ることもできます。

大きさは、面積が324㎡、3つの山が設けられていて高いものから2.0m・1.5m・1.25mです。

近くには、休憩できる木製のシェルターやベンチ、水飲み器もありますので、お友達やご家族でお楽しみください。ただし、いくつかの禁止事項がありますので、ご利用の際にはご注意ください。



料金は無料ですが、公園への入園料がかかります。

公園入園料
大人 210円
小中学生 150円
幼児(4歳以上) 50円

問合せ先 都市開発課緑化公園担当(内線435)

みんなで防ごう 農林産物の鳥獣害③

「廉価でできる自己防衛！」

- グラスファイバー、ネット、鋼管パイプを使用した「猿落君」というものがあります。これは材料代が比較的安価で済み、効果的です。
- サル追いグッズとしては、ロケット花火、パチンコ(ゴムバンドを使用したもの)などが効果的です。

「クマについて」

クマについてもサルと同様で、畑の作物は荒らしませんが放置された柿の木は絶好の餌場になります。果樹などの被害については、電気柵など自己防衛が有効な手段となります。

問合せ先 農林課農政農産担当(内線353)

「カラスについて」

カラスは、稲を踏み倒したり野菜や果樹を食い荒らすなどの農作物被害を与えています。カラスの農作物被害は山間地だけでなく町の田畑にまで及んでいます。

自己防衛の方法としては、防鳥網で作物を覆うことがもっとも確実な被害防止策です。防鳥網を設置するときは、隙間をつくらぬことや、網を作物から十分に離し、たるませないことが大切なポイントです。このほかにテグスを田畑に張り巡らすという方法も効果的です。

追い払いグッズとしては、ロケット花火、パチンコ(ゴムバンドを使用したもの)などがあります。